

e-COよくあるお問い合わせ（2024年3月19日更新）

※NACCSの仕様に関するお問い合わせはNACCS掲示板のFAQもご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

項番	質問	回答
1	インドネシアの輸出者から「e-Form」と書かれた様式を入手しましたが、日インドネシアEPAに係る輸入申告で原産地証明書として利用できますか。	<p>「e-Form」と書かれた様式はe-COが発給されたときにインドネシア発給機関のシステムから輸出者が取得することができるe-COの控えです。e-COの控えは窓口電子申告端末（KIOSK端末）又はマニュアルによる輸入申告を行う場合を除き、日インドネシアEPAに係る輸入申告で利用することはできませんので、NACCSで受信したe-COを輸入承認証等欄へのe-COの番号の入力によって提出し、輸入申告でご利用ください。輸入申告でのe-COの提出方法の詳細については以下の資料をご参照ください。</p> <p>原産地規則ポータル「日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるe-COの利用方法」</p> <p>https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/eco_indonesia.pdf</p> <p>NACCS掲示板 輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 関係資料</p> <p>https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html</p>
2	インドネシアの輸出者から通知を受けたC/O番号及びeC/Oキー(1品目目のインボイス番号)をNACCSのIOV業務で入力しましたが、e-COの情報を見ることができません。	<p>NACCSのIOV業務で入力する C/O番号及びeC/Oキーは発給されたe-COの情報と完全に一致している必要がありますので、インドネシア輸出者から通知を受けた C/O番号及びeC/Oキーに誤りがないか今一度ご確認ください。それでもNACCSでe-COを確認できない場合には、インドネシア発給機関による入力誤り又はシステム障害の発生によりe-COがNACCSに受信できていない可能性が考えられますので、必要に応じ輸出者又はNACCSセンターにお問い合わせください。なお、インドネシア発給機関が発給したe-COがNACCSに到達する前にインドネシアのナショナル・シングルウィンドウ（INSW）で滞留する事案があり、インドネシアの輸出者からINSWに問い合わせをいただくことによって速やかに解消されております。それでもなお、引取りを急ぐ場合でNACCSへのe-COの再送が間に合わない場合には、必要に応じ税関にご相談ください。</p>
3	e-COを利用した輸入申告で「1Y」の審査区分が出ましたが、e-COの原本の提出は必要ですか。	<p>輸入承認証等欄にe-COの番号を入力し輸入申告された場合は、原産地証明書の原本が提出されたこととなりますので、輸入許可後に原産地証明書の原本提出は必要ありません。なお、e-COを提出した場合にも1Y表示が出るのは、従来の紙の原産地証明書の場合からシステムの設定の変更を行わないこととしているものとなりますので、1Y表示が出た場合であってもe-CO以外に関係書類の提出を要さない場合は、関係書類一式の提出は不要となります。</p>
4	e-COの件数が多く、輸入承認証等欄（10欄）に入り切らない場合には税関記事欄に記入すれば良いですか。	<p>10を超えるe-COを1申告で扱うことはできませんので、申告を分けたうえで、全てのe-COに係る番号を輸入承認証等欄に入力する必要があります。輸入承認証等欄には、e-COに係る番号をはじめ、輸入承認、事前確認、関税割当に係る番号を優先して入力し、税関用記事欄にはその他のコードを入力してください。（電算関係税関業務事務処理要領 税関手続関連 海上編 通関手続関係 第1章 輸入通関関係手続 第1節 輸入申告手続 1 輸入申告等事項の登録（1）輸入申告等事項の登録（共通部） 項番61 輸入承認証等識別ほかを参照）</p>

5	e-COでは従来の原産地証明書と比べて「輸送手段の詳細」（船名・便名、港名等）の記載方法が変わり、インボイスやB/Lの情報と一致していませんが問題ないでしょうか。	「輸送手段の詳細」は判明している場合にのみ記載する項目であり、e-COに登録された情報がインボイスやB/Lの情報と一致していても他の取引関連資料等により申告貨物との同一性が確認できれば問題ありません。
6	日インドネシアEPAで紙の原産地証明書は利用できなくなるのでしょうか。	インドネシア発給機関では令和6年1月から日インドネシアEPAでは紙の原産地証明書の発給が廃止され、原則としてe-COの発給のみとなりました。なお、令和6年1月より前に紙で発給された原産地証明書や、インドネシア発給機関のシステム障害等により紙で発給された原産地証明書については有効期限内（発給の日から1年）であれば日本への輸入申告において引き続き利用可能です。
7	他のEPAについて原産地証明書のデータ交換が開始される予定はありますか。	タイ及びASEANとの間で原産地証明書データ交換の協議を行っており、進展がありましたら税関HPにてお知らせいたします。
8	日本からの輸出についてe-COを利用したい場合にはどうすれば良いですか。	日本からの輸出に関するe-COの利用については、発給システムに関するご質問は日本商工会議所へ、その他の運用に関するご質問は経済産業省へお問い合わせください。 (経済産業省ニュースリリース) https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221227003/20221227003.html (日本商工会議所HP) https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/
9	窓口電子申告端末（KIOSK端末）からNACCSを利用して行う輸入申告やNACCSを利用しないマニュアル申告の場合にはe-COは利用できますか。	令和6年2月5日より、窓口電子申告端末（KIOSK端末）又はマニュアルによる輸入申告を行う場合は、インドネシア発給機関がe-COの発給を受けた輸出者に対して発行するe-COの控え（「e-Form」と印字されたもの）を申告添付登録（MSX）業務又は書面により税関に提出いただくことによって原産地証明書の提出があったものと取扱います。
10	令和6年2月5日からマニュアル申告又は窓口電子申告端末（KIOSK端末）を利用した輸入申告においてインドネシア発給機関が発行するe-COの控えを提出することによって日インドネシアEPAの特恵税率の適用が受けられるようになったとのことだが、令和6年2月5日より前の輸入申告についても、e-COの控えを事後的に提出して日インドネシアEPAの特恵税率の適用を受けられるのか。	特恵税率の適用を受けようとする場合は、輸入申告時に特恵適用を受けようとする旨の意思表示（申告）として有効な原産地証明書を税関に提出することが必要です。輸入申告時にその旨の申告がされていなければ、事後に遡及して特恵税率の適用を受けることはできません。 令和6年2月5日より前に、マニュアル申告又はキオスク端末を利用した輸入申告を行う際にe-COしか取得しておらず、輸入申告に際して輸入許可前引取（BP承認）等により原産地証明書の提出猶予の手続を行わず、特恵税率の適用を受けることなく通関を行った場合には、事後的にe-COの控えを提出することによって特恵税率の適用を受けることはできません。